

【重要無形文化財】

I. 答申内容

(3) 重要無形文化財の保持者の追加認定（総合認定）

年齢は平成27年7月17日現在

重要無形文化財			保 持 者			
名 称	保持者及びその代表者の氏名	所属する機関又は団体	氏 名	芸 名	生年月日 (年齢)	住 所
義太夫 節	義太夫節保存会会員 代表者 上田 悦子 (竹本 駒之助)	東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル17階 義太夫節保存会	太夫 (2名)			
			村岡 泰子	竹本 佳之助	昭和30年 8月23日 (満59歳)	東京都世田谷区
			木下 有美	竹本 友香	昭和38年 2月10日 (満52歳)	京都府京都市
			三味線 (2名)			
			泉 裕子	鶴澤 友勇	昭和42年 2月4日 (満48歳)	兵庫県洲本市
			正嶋 奈津子	豊澤 雛文	昭和43年 7月26日 (満46歳)	奈良県生駒郡斑鳩町

II. 解説

〔(3) 重要無形文化財の保持者の追加認定（総合認定）〕

3 義太夫節（義太夫節保存会会員） ぎだゆうぶし ぎだゆうぶしほぞんかいかいん

「義太夫節」は、昭和55年4月21日に重要無形文化財に指定され、その保持者として義太夫節保存会会員が総合的に認定され、現在21名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、4名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

(1) 保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定する4名は、義太夫節の技法を高度に体现し、重要無形文化財「義太夫節」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「義太夫節」の保持者の団体の構成員（義太夫節保存会会員）として追加認定するものである。

(2) 備考

①追加認定の経過

第1次認定	30名	昭和55年4月21日
第2次認定	11名	昭和61年4月28日
第3次認定	8名	平成12年6月6日
第4次認定	10名	平成21年9月2日
現保持者数	21名	

②今回追加認定後の保持者数

25名（延べ63名）

Ⅲ. 参考

1. 重要無形文化財の指定制度及び保持者等の認定制度

我が国の伝統的な芸能や工芸技術のうち、芸術上又は歴史上価値の高いものを重要無形文化財として指定し、これらのわざの高度な体现者・体得者をその保持者又は保持団体として認定。

<認定の概要>

(1) 保持者

①各個認定・・・重要無形文化財に指定されている芸能又は工芸技術を高度に体现・体得している個人を認定。

②総合認定・・・重要無形文化財に指定されている芸能を2人以上の者が一体となって体现している場合に、これらの者が構成している団体の構成員を認定。

(2) 保持団体

重要無形文化財に指定される工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該わざを保持する者が多数いる場合には、これらの者が主たる構成員となっている団体を認定。

2. 指定・認定までの手続き

毎年1回、重要無形文化財の保持者の死亡による認定の解除数、芸能及び工芸技術の分野の実態などを踏まえて、有識者により構成する文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が保持者や保持団体の認定を行っている。

3. 「重要無形文化財」の指定件数と「保持者」及び「保持団体」の認定数

保持者（各個認定）

（１）「重要無形文化財」の指定件数と「保持者（各個認定）」の認定数

区 分	芸能の部		工芸技術の部		合計	
	指定件数	保持者数	指定件数	保持者数	指定件数	保持者数
指 定 ・ 認 定 前	38	55	40	57 ※(56)	78	112 ※(111)
今回の指定・認定	1	3	0	1	1	4
指 定 ・ 認 定 後	39	58	40	58 ※(57)	79	116 ※(115)

※工芸技術の部に重複認定が1人いるため、（ ）内の数は実人員を示す

（２）「重要無形文化財保存特別助成金」の交付について

重要無形文化財保持者（各個認定）には、技の錬磨向上及び伝承者養成のための経費として、「重要無形文化財保存特別助成金」（1人年額200万円）を交付している。

保持者（総合認定）及び保持団体

（１）「重要無形文化財」の指定件数と「保持者の団体」数及び「保持団体」数

区 分	芸能の部		工芸技術の部	
	指定件数	保持者の団体数	指定件数	保持団体数
指 定 ・ 認 定 前	13	13	14	14
今回の指定・認定	0	0	0	0
指 定 ・ 認 定 後	13	13	14	14

（２）上記団体には伝承者養成のために必要な経費を補助している。